

仁愛訪問介護事業所
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における
訪問型予防給付相当サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社仁愛ケアサービスが開設する仁愛訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う福井市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型予防給付相当サービスの事業（以下「事業」という。）は、要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、福井市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 訪問型予防給付相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 4 前各項のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 仁愛訪問介護事業所
- 二 所在地 福井市乾徳4丁目4番7号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型予防給付相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 4名以上

サービス提供責任者は、訪問型予防給付相当サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導及び訪問型予防給付相当サービス計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等 20名以上

訪問介護員等は、訪問型予防給付相当サービス計画等に基づき訪問型予防給付相当サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休とする
- 二 営業時間 24時間とする

(訪問型予防給付相当サービスの内容)

第6条 訪問型予防給付相当サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護に関する内容
 - ・食事介助
 - ・入浴介助
 - ・排泄介助
- 二 生活援助に関する内容
 - ・洗濯
 - ・調理
 - ・掃除
 - ・買物

(利用料等)

第7条 訪問型予防給付相当サービスを提供した場合の利用料の額は、福井市が定める第一号事業に要する費用の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

- 2 訪問型予防給付相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。
- 3 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福井市とする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスを行う場合の交通費（移動に要する実費）は、その所定単位数の5%を加算する。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の訪問介護員等は、訪問型予防給付相当サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する訪問型予防給付相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問型予防給付相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生したには、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第12条 事業所は、訪問型予防給付相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても同様とする。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密

を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施**
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備**
- (3) その他虐待防止のために必要な措置**

当事業所は、虐待防止委員会を設置(身体拘束・虐待防止委員会で設置済み)し、また、従業者からの虐待に関しても基本的に同様の措置を採るものとするが、事業所側からの積極的な虐待防止の意味合いから、これまで同様に研修勉強会等は定期的の実施し、介護職に限らず事業所の様々な職種(事務や調理員、運転手等)の支援者も含み実施する。また、新任職員やパート(短時間労働)の従事者へも特性を理解してもらえよう研修を行い、各勉強会等により自己啓発に努めるものとする。

- 2 事業所は、業務を通して利用者が家族等から虐待等を受けたと思われる状況を把握した場合は、速やかに市町等の関係窓口や地域包括支援センター等に通報相談し、対応協議するものとする。その他、該当者に関しては成年後見制度の利用支援を行うものとする。

- 3 当事業所内に携帯電話による 24 時間対応による常設の窓口を設置し、利用者からの連絡があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

虐待防止責任者 : 管理者 TEL0776-26-6688

(身体拘束の禁止)

第 15 条 身体拘束は原則禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。また、身体拘束・虐待防止適正化委員会を設置し、事業所側から積極的な身体拘束の適正化を図る意味合いから、研修等により自己啓発に努めるものとする。

(暴力団排除)

第 16 条 当事業所を運営する設置者、役員及び事業所の管理者その他の従業者は福井市暴力団排除条例(平成 23 年福井市条例第 22 号)第 2 条第 1 号に

規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難される関係を有する者であってはならない。

2 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(記録の整備)

第 17 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する訪問型予防給付相当サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

二 継続研修 年 1 回

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社仁愛ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1, この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程の一部を改訂し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

3. この規程の一部を改訂し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

4. この規程の一部を改訂し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。